

# オハイオ州における償却資産課税の廃止と学校区財政への影響

前 田 高 志

## 1 本稿の目的

固定資産税は市町村の基幹税であり、土地、建物とともに償却資産はその固定資産税の重要な課税対象であり、地方財政を支える柱の一つである。しかし、近年、固定資産税の償却資産課税に対する批判が経済界を中心に強まり、その廃止や縮小を求める声が高まっている。

例えば、(一社)日本経済団体連合会は「平成19年度税制改正に関する提言」において、償却資産に対する固定資産税に以下のような問題があると指摘し、その廃止を主張している。

- ・製造業を中心とする多数の設備を有する企業では償却資産に係る固定資産税が土地分と同等かそれを以上の負担額となっており、企業収益を圧迫し、企業競争に悪影響を与えている。
- ・製造業など特定業界に負担が偏重し、課税の公平性の面から問題が大きい。
- ・自治体間での税収のアンバランスが大きい。
- ・国際的にも、事業用の償却資産に対する課税は稀である。
- ・事業用の償却資産は将来収益を生み出す源泉であり、収益たる企業所得に対して法人住民税や法人事業が課され、二重課税となっている。
- ・土地・家屋と異なり、償却資産に対する固定資産税は事業用資産のみに課税されている。

また、(一社)日本租税研究協会も『平成22年度税制改正に関する租研意見』において「固定資産税については、以下のような点から段階的縮小・廃止を検討する必要があるとしている。

- ・応益性を根拠として課税されているが、償却資産の大小と市町村の行政サービスとの間の関連性は希薄である。
- ・償却資産は事業所得を生み出すための費用とし

ての性格を有している。

- ・税負担が特定の設備型産業に偏重している。
  - ・国際的に償却資産への課税は極めて異例である。
- さらに、(株)野村総合研究所『平成23年度企業の地方税負担等に関する調査』(2012)では償却資産に対する固定資産税の課題として以下の諸点を挙げている。

[理論的課題]

- ・設備投資に課税し、そこから生ずる収益にまた課税するのは二重課税である。
- ・市町村の行政サービスは住民向けのそのが多いが、企業の勤労者は他の市町村に居住することが多く、応益課税として説明できない。

[偏在に関する課題]

- ・地域間(大企業が立地する市町村とそうでない市町村の間)での税収格差、業種間(製造業とサービス産業の間等)での税収格差が存在する。

[制度的課題]

- ・法人税上の減価償却で残存価額が廃止されたのに固定資産税ではそれが設定され、企業の税務手続きを煩雑にし、かつ、国際競争上の制約条件となっている。

これらの指摘に対して筆者の基本的考え方は既に拙稿(2009)で述べているが、ここではわが国と同じく地方財産税で償却資産課税を行い、やはり企業活動や地域経済への影響の視点から(償却資産課税への)批判が存在し、また見直し(廃止・縮小)が行われているアメリカに着目し、その動向と影響について論じておきたい。筆者は2016年8月に(一財)資産評価システム研究センターより派遣されて、アメリカのインディアナ州、オハイオ州、ワシントンDC等で償却資産課税の実態調査、関係機関へのヒアリングを行った<sup>1)</sup>。本

1) 本稿はアメリカでの研究調査で得た情報等をベースに、関係する参考文献・資料等を用いて執筆されたものである。現地での調

稿は訪問先のうち、償却資産課税を2005～2009年に段階的廃止したオハイオ州に焦点をあて、どのようなかたちで廃止が行われたのか、地方財政とりわけ地方財産税をほぼ唯一の税財源とする学区にどのような影響が生じたのかを明らかにする。償却資産課税に対する批判はそれ自体は論拠あるものも多く、問題が存在するのは確かである。しかし、実際に地方財政を支える財源として重要な位置を占めるそれをなくすことによって生ずる問題もまた明確しておかねばならない。本稿の目的はそこにある。

## 2 アメリカにおける地方償却資産課税

アメリカの地方財産税は地方税収の約半分を、また一般会計歳入全体の約3割を占める<sup>2)</sup>、地方公共団体（市、カウンティ、タウン、タウンシップ、学区など）にとって重要な財源である<sup>3)</sup>。地方財産税はわが国の固定資産税に相当するが、厳密には土地、建物を課税対象とした Real Property Tax または Real Estate Tax（不動産税）と Tangible

Personal Property Tax（有形動産税；以下、TPPTと記す）に分けられる。TPPTは機械・設備や自動車などの償却資産のほか在庫品や事業用備品などの有形動産に課せられる税である<sup>4)</sup>。固定資産税の課税客体が土地、建物、償却資産の三つを課税客体としているのに対し、地方財産税は多様な課税客体に課せられる一般財産税である。

現在、州内の地方公共団体がTPPTを課税しているのは、ニューヨーク、ニュージャージー、ニューハンプシャー、デラウェア、ペンシルバニア、オハイオ、アイオワ、イリノイ、サウスダコタ、ハワイの10州を除く、40州とワシントンDCである。ただし、ノースダコタは制度自体はあるものの実質非課税であり、また、ウィスコンシンは近い将来、廃止の可能性がある。

図1に示すように、TPPTを廃止した州の多くは、ラスト・ベルト（Rust belt）と呼ばれる、かつての基幹産業であった重工業が1980年代以降、衰退し、経済の低迷が著しい地域である。TPPTを廃止した、あるいは課税しない理由には、TPPT

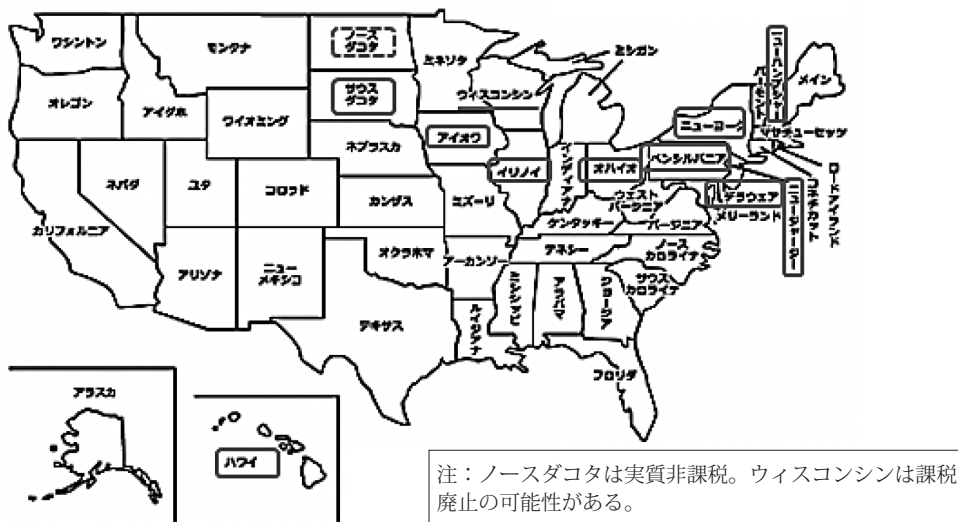


図1 償却資産課税（TPPT）非課税州（○を付した州） 2016年8月時点

査の機会を与えて頂いた（一財）資産評価システム研究センターに記して感謝の意を表したい。なお、調査結果の詳細については同センターの、地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会『平成28年度 地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会報告書』（平成29年3月）に掲載されている。

- 2) 2012年度。Statistical Abstract of the United States 2016, ProQuest, p.314.（原資料は U.S. Census Bureau, Government Finance Statistics, 2015.
- 3) 地方財産税の詳細については拙稿（2005）参照。
- 4) 後述するが、州によっては自動車や農業用資産を課税対象としない州も多い。

の産業とりわけ製造業への影響を考えてということがある。

TPPT の制度面での多様性については表 1 に示す通りである。地方財産税のうちの不動産税との税率の差異については、11 州とワシントン DC で異なった税率を設定しているが、それ以外の 29 州では両税の税率は同じとなっている。また、在庫品については 7 州で課税され、5 州で一部が課税されるが、それ以外の州とワシントン DC では課税されない。さらに、TPPT を課税している州のうち 22 州は地方公共団体に TPPT を課税しない裁量権を認めている。TPPT の新規投資への抑制効果が問題とされているが、33 州とワシントン DC では経済開発の視点から州内への新規投資に係る減免措置を講じている。

TPPT を課税している州が多いが、その多くは TPPT への税収依存を弱めつつある。表 2 は少しデータが古いが、2000、2005、2009 年度の各州の TPPT の住民 1 人当たり税収額と、税収の州・地方自主財源歳入に占める割合を示したものである。表中で網掛けを付しているのは 2000 年度から 2009 年度にかけて（2000 年度のデータのない場合は 2005 年度から 2009 年度にかけて）、1 人当たり税収額、税収割合がそれぞれ下がっている州である。いずれも経年で低下している州が多いが、とりわけ州・地方自主財源歳入における TPPT 税収のウェイトの推移について、それが顕著となっている。2009 年度のウェイトが対 2000 年度（または 2005 年度）で下がっているのは 29 州に及ぶ。オハイオ（－98%）のように TPPT を段階的に廃止した州は別として、インディアナ（－73%）、バーモント（－71%）、ワシントン DC（－48%）、アリゾナ（－43%）、ワシントン（－37%）、サウスカロライナ（－36%）、ワイミング（－33%）、アイダホ（－29%）などでの歳入構成比の減少率が高い。

このことは多くの州で TPPT への税収依存を下げようという動きが生じていることを示す。しかし、それでも TPPT を廃止するまでには至っていないのは TPPT が地方財源上、重要であり、それに代わる財源がないからである。例えば、隣接するオハイオ州、イリノイ州をはじめ周囲に TPPT を廃止した州が多いインディアナ州では過去 20 年、TPPT の廃止が検討され、現在の知事も廃止を提案したが、州議会は（TPPT を）廃止した場合、適切な代替財源がないことを理由に、それを否決している。各州の TPPT の実態を調査している Tax Foundation<sup>5)</sup> によれば、他の州もインディアナ州と同じく、TPPT の問題を認識し、縮小・廃止を望んではいらぬものの、重要な歳入減を失う地方財政への影響と、適切な代替財源がないために、課税を続けているのが実情である。

### 3 オハイオ州における TPPT 廃止の経緯

オハイオ州では 2004 年の第 126 州議会下院法案 66（以下、H.B.66 と記す）により TPPT の廃止が決まり、2005 年度から 2009 年度まで、5 年をかけて段階的に廃止（phase out）されている<sup>6)</sup>。段階的廃止は評価率（assessment rate；ratio と呼ばれる）を徐々に引き下げて実施された。地方財産税の税額は、資産の評価額×評価率×税率、で算出されるので、評価額が一定とすれば評価率を下げれば税収が減少することになる。機械・設備その他の事業用資産<sup>7)</sup>（以下、機械・設備等と記す）については、2005 年度の評価率が 25% であったが、2006 年度 18.75%、2007 年度 12.5%、2008 年度 6.25%、2009 年度 0% と引き下げられている。TPPT のうち在庫品の評価率はもともと 2005 年度の 23% を 2007 年度に 21%、2008 年度 19%、2010 年度 15%、2011 年度 13% に引き下げられることになっていたが、機械・設備等と同じく 2006 年度に 18.75%、2007 年度 12.5%、2008 年度 6.25%、

5) Tax Foundation（以下、TF と略す）は全米の州・地方税財政のデータを収集し、税負担の州間比較、種々の分析を行っている。Facts & Figures: How Does Your State Compare? や State Business Tax Climate Index, Tax Freedom Day をはじめ多くの報告書、年鑑等を公開。TPPT についてはその廃止を主張している。

6) 以下、H.B.66 についてはオハイオ州税務省（Ohio Department of Taxation）HP を参照した。

[http://www.tax.ohio.gov/portals/0/personal\\_property/tangible\\_personal\\_property\\_tax\\_changes\\_in\\_hb1.pdf](http://www.tax.ohio.gov/portals/0/personal_property/tangible_personal_property_tax_changes_in_hb1.pdf)（2016 年 11 月 27 日閲覧）オハイオ州議会下院法案 HB66 による。

7) その他の事業用資産とは家具・備品等である。

表1 各州のTPPTの詳細（Tax Foundation 調査：2012年）

	○:あり、×:なし、— 非課税				
	①不動産との 税率または評 価率の差異	②在庫品課税	③非農業用機 械・装置への課 税	④地方団体の 非課税・減免 裁量権	⑤経済開発の ための非課税
ニューイングランド					
コネチカット	×	×	○	○	○
メイン	×	×	○	×	○
マサチューセッツ	×	一部	○	○	○
ニューハンプシャー	—	—	—	—	—
ロードアイランド	○	×	○	○	○
バーモント	×	一部	○	○	○
中東部					
デラウェア	—	—	—	—	—
DC	○	×	○		○
メリーランド	○	一部	○	○	○
ニュージャージー	×	×	一部課税	×	○
ニューヨーク	—	—	—	—	—
ペンシルバニア	—	—	—	—	—
五大湖地方					
イリノイ					
インディアナ	×	×	○	○	○
ミシガン	×	×	○	○	○
オハイオ	—	—	—	—	—
ウィスコンシン	×	×	○	×	○
大平原諸州					
アイオワ	—	—	—	—	—
カンザス	×	×	○	○	○
ミネソタ	×	—	一部課税	×	○
ミズーリ	○	×	○	×	×
ネブラスカ	×	×	○	×	○
ノースダコタ	×	×	一部課税	×	○
サウスダコタ	×	×	一部課税	×	○
南東部					
アラバマ	×	×	○	○	○
アーカンソー	×	○	○	×	○
フロリダ	×	×	○	○	○
ジョージア	×	×	○	○	○
ケンタッキー	○	○	○	○	×
ルイジアナ	○	○	○	○	○
ミシシッピ	×	○	○	○	○
ノースカロライナ	×	×	○	×	×
サウスカロライナ	○	×	○	○	○
テネシー	○	×	○	×	×
バージニア	○	一部	○	○	○
ウェストバージニア	○	○	○	×	×
南西部					
アリゾナ	×	×	○	×	×
ニューメキシコ	×	×	○	○	○
オクラホマ	○	○	○	×	○
テキサス	×	○	○	×	×
ロッキー山脈地方					
コロラド	×	×	○	×	×
アイダホ	×	×	○	○	○
モンタナ	○	×	○	×	○
ユタ	×	×	○	×	×
ワイオミング	×	×	○	×	○
極西部					
アラスカ	×	一部	○	○	○
カリフォルニア	×	×	○	○	○
ハワイ	—	—	—	—	—
ネバダ	×	×	○	○	○
オレゴン	×	×	○	○	○
ワシントン	×	×	○	×	○
	11州+DCで差 異あり	7州で課税+5 州で一部課税	39州で課税+4 州で一部課税	22州であり	33州+DCであ り

注：企業課税の実効税率は、企業課税の税収総額を州内総生産額の民間部門分で除した比率。  
出所：Errecart, J., Gerrish, E., and S. Drencard (2012) "States Moving Away from Taxes on Tangible  
Personal Property", *Background Paper* (Tax Foundation), No.63, p.6, Table 1より転載。

オハイオ州における償却資産課税の廃止と学校区財政への影響

表2 各州のTPPTの1人当たり税収額と対州・地方歳入（自主財源）比の推移（2000年、2005年、2009年）

	1人当たり税収				歳入に占める割合			
	2000年	2005年	2009年	2000/05-09年 変化率	2000年	2005年	2009年	2000/05-09年 変化率
<b>ニューイングランド</b>								
マサチューセッツ	\$69	\$66	\$71	3%	1.1%	0.9%	1.0%	-10%
メイン	N/A	\$124	\$94	-24%	N/A	2.0%	1.6%	-22%
マサチューセッツ	\$69	\$66	\$71	3%	1.1%	0.9%	1.0%	-10%
ニューハンプシャー	-	-	-	-	-	-	-	-
ロードアイランド	\$317	\$459	\$374	18%	5.8%	7.3%	5.8%	-2%
バーモント	\$17	\$8	\$6	-64%	0.3%	0.1%	0.1%	-71%
<b>中東部</b>								
デラウェア	-	-	-	-	-	-	-	-
ワシントンDC	\$181	\$142	\$116	-36%	2.1%	1.3%	1.1%	-48%
メリーランド	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
ニュージャージー	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
ニューヨーク	-	-	-	-	-	-	-	-
ペンシルバニア	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>五大湖地方</b>								
イリノイ	-	-	-	-	-	-	-	-
インディアナ	\$327	\$200	\$100	-69%	6.5%	3.5%	1.8%	-73%
ミシガン	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
オハイオ	\$189	\$164	\$5	-97%	3.6%	2.8%	0.1%	-98%
ウィスコンシン	\$53	\$43	\$47	-11%	0.9%	0.7%	0.8%	-15%
<b>大平原諸州</b>								
アイオワ	-	-	-	-	-	-	-	-
カンザス	\$158	\$181	\$161	2%	3.1%	3.3%	2.6%	-18%
ミネソタ	-	-	-	-	-	-	-	-
ミズーリ	N/A	\$379	\$333	-12%	N/A	7.8%	6.8%	-13%
ネブラスカ	\$96	\$89	\$105	10%	1.8%	1.5%	1.7%	-4%
ノースダコタ	-	-	-	-	-	-	-	-
サウスダコタ	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>南東部</b>								
アラバマ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
アーカンソー	N/A	\$139	\$157	12%	N/A	3.0%	3.3%	9%
フロリダ	\$112	\$121	\$101	-10%	2.3%	2.2%	1.7%	-24%
ジョージア	N/A	\$186	\$186	0%	N/A	3.8%	3.8%	0%
ケンタッキー	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
ルイジアナ	\$156	\$165	\$220	41%	3.2%	3.1%	3.7%	14%
ミシシッピ	N/A	\$314	\$325	3%	N/A	7.0%	6.4%	-8%
ノースカロライナ	\$160	\$143	\$130	-19%	3.2%	2.8%	2.5%	-23%
サウスカロライナ	\$232	\$234	\$167	-28%	4.9%	4.4%	3.1%	-36%
テネシー	N/A	\$104	\$92	-12%	N/A	2.2%	2.0%	-9%
バージニア	\$446	\$398	\$376	-16%	8.3%	6.7%	6.2%	-25%
ウェストバージニア	\$206	\$210	\$245	19%	4.5%	4.0%	4.5%	-1%
<b>南西部</b>								
アリゾナ	\$172	\$128	\$105	-39%	3.9%	2.7%	2.2%	-43%
ニューメキシコ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
オクラホマ	\$93	\$102	\$129	39%	2.0%	2.1%	2.5%	20%
テキサス	\$163	\$174	\$165	1%	3.6%	3.5%	3.1%	-11%
<b>ロッキー山脈地方</b>								
コロラド	\$166	\$156	\$167	0%	2.9%	2.7%	2.7%	-7%
アイダホ	\$111	\$116	\$80	-28%	2.3%	2.3%	1.7%	-29%
モンタナ	\$73	\$79	\$91	25%	1.5%	1.6%	1.6%	8%
ユタ	\$141	\$133	\$119	-16%	2.8%	2.5%	2.2%	-20%
ワイオミング	\$30	\$33	\$34	13%	0.5%	0.4%	0.3%	-33%
<b>極西部</b>								
アラスカ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
カリフォルニア	\$54	\$48	\$53	-2%	0.9%	0.7%	0.8%	-11%
ハワイ	-	-	-	-	-	-	-	-
ネバダ	\$93	\$82	\$91	-2%	1.8%	1.4%	1.6%	-11%
オレゴン	\$53	\$51	\$50	-6%	0.9%	0.9%	0.9%	-3%
ワシントン	\$70	\$53	\$48	-32%	1.2%	0.9%	0.8%	-37%

注1：変化率は2000-09年の値であるが、2000年値のないものについては2005-09年の変化率を記している。

注2：N/Aはデータのない州、-はTPPTを課税していない州を示す。

注3：網掛けしている州は1人当たり税収および/または対歳入比が2000-09年もしくは2005-09年で減少している州。

出所：Erreca, J., Gerrish E., and S. Drencard (2012) "States Moving Away from Taxes on Tangible Personal Property", *Background Paper* (Tax Foundation), No.63, p.10, Table 6を一部修正。

そして2009年度0%に変更された。このほか、地方電話会社の1995年度以降に取得された資産及び長距離通信、携帯電話関連の施設の評価率は、2005年度の25%が2007年度に20%、2008年度15%、2009年度10%、2010年度5%、そして2011年度に0%に、また、同じく地方電話会社の1994年度以前取得資産については2005年度の67%から2006年度46%、2007年度20%、2008年度15%、2009年度10%、2010年度5%、2011年度0%に、それぞれ引き下げられている。

廃止以前、TPPTの税収は州内地方公共団体の歳入の約7%を占めていた。わが国の場合、2014年度決算で地方歳入の33%が地方税で、地方税収の42%が固定資産税、固定資産税収の20%が償却資産分であるので、償却資産課税の地方歳入比は約3%である。したがって、オハイオ州における償却資産課税の地方歳入上の位置はわが国のそれよりもかなり高かったことになる。そのように重要な歳入源であったにもかかわらずTPPTを廃止したのは、その企業の設備投資の影響、機械・設備等の償却資産を多く利用する製造業への負担の偏りなどのTPPTの問題への批判が強まり、それを受けてのことであった。

TPPTについては1967年のOhio Tax Commission Report (Report of the Committee to Study State and Local Taxes)において既にその問題が指摘され、廃止されるべきとされていた。しかし、その後も存続したのは、地方、とりわけ学校区にとって重要な歳入源であったからであるが、2003年のOhio Tax Commission Reportで再びTPPTの投資への影響の問題が指摘され、廃止に動くことになる。

上述のようにTPPTが重要な地方財源であったため、H.B.66はTPPT廃止による地方の歳入減に対する補填措置を定めていた。ただし、歳入補填は時限措置であり、その期間は地方財産税を唯一の税源とする学校区に対しては2006年度から7年間、それ以外の地方団体には5年間である。そして、その期間経過後は段階的に縮小され、2018年10月に終了することになっていた。しかし、現在、州議会は地方財政への影響に考慮し、暫定的な継続を決定している。

2006年度から2010年度はHold-harmless Period

と呼ばれ、H.B.66による税収減少分が全額、州政府から地方団体に補填されている。減収補填の財源は新たな州税としてCommercial Activity Tax（商業活動税、以下、CATと記す）という名称の総収入税（Gross Receipt Tax）を導入し、その税収が充たされた。CATは総収入税、すなわち売上高税で、税の累積効果や企業に新たな負担を課すこと等の問題が指摘されているが、他方、州からの移出分は課税されないで、移出型の製造業にとっては有利になるとの見解もある。

地方公共団体が受け取る減収補填額の計算は資産の種類によって異なる。まず、機械・設備等分のTPPTについてはH.B.66以前は評価率が25%であったので、2006年度は25%とH.B.66の定める18.75%の差による減収分が補填され、以下、2007年度は25%と12.5%の差額分、2008年度は25%と6.25%の差額分、2009年度以降は25%と0%の差額分が補填の対象となる。すなわち補填率は段階的に上がっていく。在庫品のTPPTは前述のようにH.B.66に関係なく既に評価率が引き下げられることに決まっていたので、その引下げ予定の評価率とH.B.66の定める評価率との差に係る減収分が補填された。州政府から地方への減収補填はこのようにして算出されるが、2006年度以降に新規に取得された機械・設備はTPPTを課税されないで、その分については補填されない地方減収となる。そこで、2006年度から2008年度の間、それらの減収分をカバーするように補填率の引上げが州内一律になされた。また、電話会社の施設（1995年度以降取得分及び長距離通信・携帯電話関連施設の評価率は2006年度までは据え置かれるので、補填も2007年度以降になされることになる。

表3は2006年度以降のTPPT税収額（引き下げられた評価率で算出されたもの）と州政府による減収補填額の合計の、2005年度TPPT税収額に対する割合を、地方公共団体と学校区に分けて、資産種類別に示したものである。ここからわかるように機械・設備については2006年度から2010年度までの5年間は2005年度税収の100%が保証される仕組みとなっているが、2012年度以降は補填率の段階的引下げによりその割合が低下してい

オハイオ州における償却資産課税の廃止と学校区財政への影響

表3 TPPT 税収と減収補填額の合計の 2005 年度 TPPT 税収額に対する割合

単位: %

地方公共団体(学校区以外)									
年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
在庫品	100.0	106.5	95.6	84.8	73.9	73.9	63.4	47.8	39.1
機械・設備	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	84.9	64.7	52.9
電話会社の資産	100.0	100.0	180.0	60.0	100.0	100.0	84.9	64.7	75.0
その他の資産	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	84.9	64.7	52.9
年	2005	2014	2015	2016	2017	2018			
在庫品	100.0	30.4	21.8	13.0	4.3	0.0			
機械・設備	100.0	41.2	29.4	17.6	5.9	0.0			
電話会社の資産	100.0	62.5	50.0	37.5	25.0	12.5			
その他の資産	100.0	41.2	29.4	17.6	5.9	0.0			
学 校 区									
年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
在庫	100.0	106.5	104.9	96.1	85.0	73.9	73.9	73.9	73.9
機械・設備	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
電話会社の資産	100.0	100.0	104.0	129.0	96.4	119.5	101.9	101.9	101.9
その他の資産	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所: オハイオ州政府税務省HP掲載のTangible Personal Prooerty Tax Changes in H.B.66, p.6, Table 1を一部修正して転載。

[http://www.tax.ohio.gov/portals/0/personal\\_property/tangible\\_personal\\_property\\_tax\\_changes\\_in\\_hb1.pdf](http://www.tax.ohio.gov/portals/0/personal_property/tangible_personal_property_tax_changes_in_hb1.pdf) (2016年11月27日閲覧)

表4 事業用有形動産・電話会社資産別の TPPT 税収と減収補填額の合計の 2005 年度 TPPT 税収額に対する割合

単位: %

地方公共団体(学校区以外)									
年度	2005	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
事業用有形動産	100.0	84.9	64.7	52.9	41.2	29.4	17.6	5.9	0.0
電話会社資産	100.0	100.0	87.5	75.0	62.5	50.0	37.5	25.0	12.5
学 校 区									
年度	2005	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
事業用有形動産	100.0	100.0	100.0	100.0	52.9	41.2	29.4	17.6	5.9
電話会社資産	100.0	60.0	80.0	100.0	52.9	41.2	29.4	17.6	5.9

出所: 表3に同じ。

く。学校区については、学校区が課税できる地方税が地方財産税のみで TPPT の縮小・廃止の影響がとくに深刻であることから<sup>8)</sup>、減収補填の段階的縮小についても他の地方公共団体よりも優遇がなされ、例えば、機械・設備分の歳入は 2012、13 年度についても 2005 年度対比で 100% となっている。

表4は事業用有形動産全体(機械・設備、在庫品、その他事業用資産の合計)と電話会社の資産

に分けて、減収補填額の 2005 年度 TPPT 税収に対する割合の 2011 年度(評価率段階的引下げ完了後の初年度)以降の推移を示したものである。TPPT の税収の大半を占める事業用有形動産については、2011 年度以降は TPPT は廃止され課税されないの州の減収補填のみとなるが、地方公共団体の場合、2015 年度税収に対し、2013 年度で約半分、2014 年約 4 割、2015 年度約 3 割、そして 2016 年度には 2 割を切り、2017 年度に数%、18 年度ゼ

8) 住民投票で承認されれば学校区所得税(School district income tax)を課税することもできる。学校区所得税は個人所得税で、州個人所得税の課税所得を用いて課税される。2016年12月の時点で州内611学校区のうち188学校区が個人所得税を課税している。(オハイオ州税務省資料による。)

[http://www.tax.ohio.gov/portals/0/tax\\_analysis/tax\\_data\\_series/school\\_district\\_data/sdit\\_list.pdf](http://www.tax.ohio.gov/portals/0/tax_analysis/tax_data_series/school_district_data/sdit_list.pdf) (2016年12月1日閲覧)

口となる。他方、学校区の事業用有形動産分は、2013年度までは対2015年度比で100%が保たれるのであるが、2014年度に一举に約半分に減少し、2015～17年度にかけて約4割、約3割、約2割、そして2018年度には数%に減額される。

#### 4 TPPTの廃止と学校区財政

このように減収補填の段階的縮小の地方公共団体、学校区への影響は大きい。なお、前述のように州議会は2018年度以降も引き続きCATを課税し、減収補填を継続することを決定しているが、実際にいつまでどのように続けられるのかについては流動的である。地方の側には自ら財源を確保するための取組みを求められる。

地方公共団体のうち、カウンティは売上税、市は所得税も課税しており、TPPTの減収をそれらの増税で吸収することもできる。また、リーマンショック後の景気回復で、カウンティと市の売上税収、所得税収は増えた。しかし、地方財産税を主要な税源とする学校区は、リーマンショックによる地価・資産価格下落に加えて、地方財産税を構成するTPPTの廃止により大きな打撃を受けた。近年は景気回復＝地価上昇で税収も落ちてきているが、地域によって回復の度合いは異なり、税収の減少と減収補填の縮小に苦しむ学校区が少なくない。とりわけ、地域によって異なる。自動車などの工場が立地していた大都市近郊などではTPPT廃止の影響は大きかった。

学校区に対する州の財政援助には、CATを目的財源とした直接補助と、公営宝くじ収入を財源とした一般財源からの間接補助がある。Gross Casino Revenue Taxはカジノの総売上収入に対して33%の税率で課税され、その税収の34%はカウンティ学生基金(County Student Fund)として、カウンティの学生数に応じて学校区に配分される。2016年度の補助額は4,560万ドルであった。

これらは州の定めた算式により配分され、減収の影響の深刻な学校区がより多くの援助を受けることができる。なお、算式はtax capacity(課税能

力：全国統一の基準で算出された、個々の団体の課税ベースに全米平均の税率を乗じた際に徴収しうる税収額)を考慮するがtax effort(課税努力：個々の団体の、課税能力に対する実際の税収額の割合)は配分額に影響しない。学校区によっては、財産税の税率引上げによって、TPPT廃止の影響に対処するところもあるが、tax effortは関係しないので、仮に増税をする余力にないような学校区があっても不利に扱われることはない。

オハイオ州の611の学校区の一つ、ダブリン市学校区(Dublin City School District、以下、DCSDと記す)を事例に、TPPT廃止の学校区への影響についてみておきたい<sup>9)</sup>。2017年度のDCSDの歳入総額(見込み)は1億9,104万ドル(歳出1億9,271万ドル)で、その内訳は財産税(不動産税)が76.6%、TPPT(公益事業分)<sup>10)</sup>、その他地方歳入が2.0%で、州基金が10.4%、その他州からの移転収入が8.0%である。2016年度決算までは黒字であったが、2017年度に赤字に転じ、DCSDの推計によれば、今後も赤字幅が拡大し、基金残高の減少が懸念されている<sup>11)</sup>。TPPT廃止による減収額は2006年度時点で1,200万ドル、歳入総額の約1割の減収が生じたという。

その減収分に対して、DCSDは他の学校区と同様、州政府からの減収補填が次第に縮小されるため自らで対処せねばならなかった。ダブリンは生徒1人当たりの財産税不動産評価額が州内611学校区の中で99位の204,339ドルで、州内全学校区平均の145,176ドルを大きく上回る比較的裕福な地域である。また、DCSDの歳入に占める(ニードベースの)州援助の割合は8%であることを示している。そこで、DCSDでは住民投票による財産税の増税が承認され、その増税により減収分を補うことがなされた。

しかし、ダブリンのような学校区であれば豊かな地域は増税を選択して減収を補填できるが、そのような学校区が多いわけではない。そもそもオハイオでTPPTが廃止された背景には製造業の衰

9) 2016年8月2日にDCSDの財務官(Treasurer)兼CFOのStephen Osborne氏に行ったヒアリング調査の結果に基づく。

10) 公益事業に対するTPPTは残っている。

11) DCSDのHP、<http://www.dublinschools.net/finances.aspx> (2016年11月27日閲覧)



退があったわけであるから、経済的に疲弊している地域も少なくはない。生徒1人当たり財産税資産評価額をみると、最も高い学校区が31,027,080ドル、2番目が1,905,814ドル、3番目が873,167ドル、最も低い学校区が47,834ドル、2番目が50,353ドル、52,236ドルと、基幹財源の財産税の課税ベースには学校区間で大きな差がある（州平均は前述のように145,176ドル）。また、経済力が脆弱な地域の学校区は平均して歳入の50～60%を州からの援助に依存しているため、その段階的縮小の影響はことさら深刻である。

## 5 むすびに代えて

アメリカの多くの州はTPPTが望ましい税であるとは考えていないが、地方財政への影響、地方税収の減を補填する代替財源が見つけないことから、その廃止に至っていない州が大半である。TPPTを廃止した場合、州政府が地方政府への財政援助をする必要があるが、その代替財源が地域経済にとって好ましいとは限らない。オハイオのように最初は地方政府への財政援助を行っていても次第にそれを縮小すれば、地方財政運営に深刻な影響が生じる（影響の度合いには団体規模や地域によって差異がある）。仮に日本で固定資産税の償却資産課税を廃止するとすれば、国がどのように地方を支えるのかを明確にしておかねばならない。

### 参考文献

CCH (2016), *2016 State Tax Handbook*, Wolters Kluwer.

CCH (2016), *2016 U.S. Master Property Tax Guide*, Wolters Kluwer.

Errecart, J., Gerrish E., and S. Drencard (2012), "States Moving Away from Taxes on Tangible Personal Property", Background Paper (Tax Foundation), No.63

前田高志 (2005) 「アメリカの地方財産税について」『オイコノミカ』41巻3・4号、pp.67-97.

前田高志 (2009) 「固定資産税における償却資産課税について」『経済学論究』63巻3号、pp.571-599.

Ohio Department of Education (2016), *Ohio School Districts in Fiscal Emergency*.

Ohio Department of Taxation (2010), *Property Taxation and*

*School Funding*.

Stafford J. and L. Deboer (2014), *The Personal Property Tax in Indiana; Its Reduction or Elimination Is No Simple Task*, Indiana Fiscal Policy Institute.